

少年院は 家庭裁判所の決定により保護処分として送致された少年を収容する法務省所管の施設であり、在院者の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより、改善更生と円滑な社会復帰を図っています。

赤城少年院では (重点とする内容)

- 義務教育課程Ⅰ： 小学校の学習指導要領に準拠した指導
- 義務教育課程Ⅱ： 中学校の学習指導要領に準拠した指導
- 社会適応課程Ⅰ： 社会適応を円滑に進めるための各種の指導
- 社会適応課程Ⅲ： 日本の文化、生活習慣等の理解を深めるとともに、健全な社会人としての必要な意識、態度を養うための各種の指導(日本人と異なる処遇上の配慮を要するもの)

生活指導

善良な社会の一員として自立した生活を営むための基礎となる知識・生活態度を習得させるための指導

- 基本的生活習慣、遵法的・自律的生活態度、適切な対人関係の持ち方を身に付けさせる指導
- 非行に関わる意識、態度、行動面の改善
- 資質、情緒等の問題の変容を支援
- 被害者等心情を理解し、罪障感及び慰謝の気持ちのかん養
- 特定生活指導(性非行、暴力、交友等)
- 保護者との関係の改善、維持、調整
- 進路指導(進路選択、生活設計等)

教育の内容としては、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導があります。

職業指導

勤労意欲を高め、職業上有用な知識・技能を習得させるための指導

- 職業生活設計指導
職業生活設計指導科、農園芸科、サービス科
- 職業能力開発指導
情報処理科(コンピュータサービス技能評価試験)
危険物取扱者試験講座
小型車両系建設機械運転特別教育講座
刈払い機安全衛生教育講座

体育指導

健全な心身を培わせる指導
基礎体力向上トレーニング、ソフトボール、サッカー、水泳、持久走、タグラグビー、運動会等

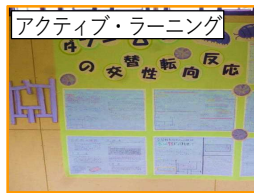
特別活動指導

情操を豊かにし、自主、自律、協同の精神を養う指導
役割活動、ホームルーム、クラブ活動、教養講話、作法教室、ことばの貯金箱、プロジェクトアドベンチャー、卒業式等行事、社会貢献活動等

教科指導

学校教育に準ずる内容に関する指導

- 学習指導要領に準拠した小・中学校の授業
- 高等学校卒業程度認定試験に向けての学習
- 補習教育(漢字、算数・数学、珠算、読書)



「新聞から切り抜いた心に響く言葉等を貼り表現する」

出 院
(保護観察へ)

入 院
3級 (2か月)
自己の問題改善への意欲の喚起を図る指導

課題作文
行動訓練

2級 (6か月)
問題改善への具体的指導

ユースフルノート

個別面接

SST

1級 (3か月)
社会生活への円滑な移行を図る指導

ロールレタリング

J.MARPP

集会

マインドフルネス

アングーマネジメント

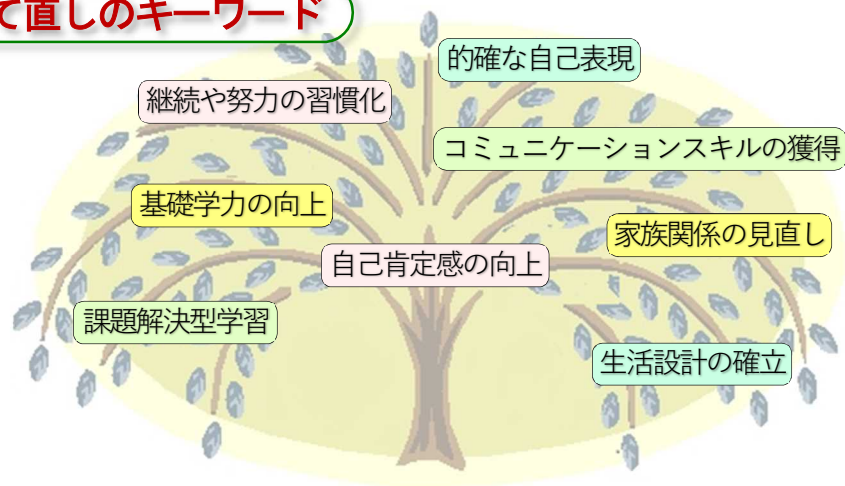
在院者は、個々の特性に応じた矯正教育の目標、内容、期間、実施方法が具体的に定められた個人別矯正教育計画に基づいて、3級から段階に応じた教育目標に取り組み、社会復帰を目指します。

社会復帰支援

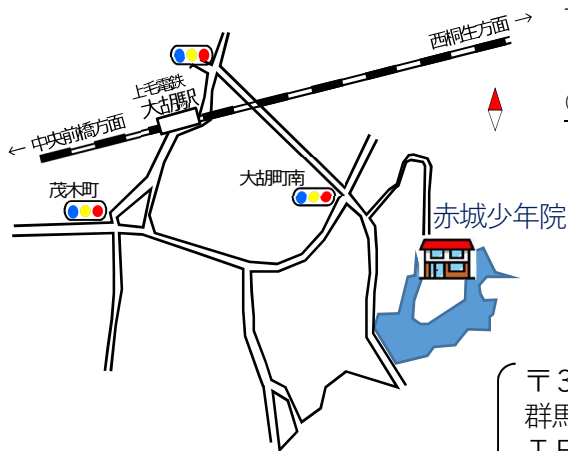
出院後に自立した生活を営む上で困難を有する者に対して、その意向を尊重しつつ行う支援

- 適切な住居その他宿泊場所を得ること・帰住することを助けること
- 医療及び療養を受けることを助けること
- 修学又は就業を助けること
- そのほか、健全な社会生活を営むための支援等

育て直しのキーワード



《 交通アクセス 》



- 鉄道
上毛電鉄大胡駅から徒歩約15分
J R前橋駅からタクシー約30分
- 車
北関東道 駒形I.Cから約20分
関越道 赤城I.Cから約45分

〒371-0222
群馬県前橋市上大屋町60番地
TEL: 027-283-2020

赤城少年院



赤城山を望む

施設の沿革

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 昭和22年 1月 | 榛名少年院として開設 |
| 昭和27年 5月 | 赤城少年院に改称 |
| 昭和52年 3月 | 全体改築工事竣工 |
| 昭和52年 6月 | 義務教育未終了者を対象とする教科教育課程を開始 |
| 平成19年11月 | 少年法改正により、14歳未満の少年を收容する少年院として指定 |
| 平成27年 6月 | 少年院法改正により、義務教育課程I・II及び社会適応課程I・IIIを実施 |